

第五十一回 参議院社会労働委員会会議録第二十四号

昭和四十一年六月二十七日(月曜日)
午前十一時四十分開会

委員の異動

六月二十七日
辞任

鬼木勝利君

補欠選任

小平芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

千葉千代世君

鹿島俊雄君

丸茂重貞君

佐野芳雄君

藤田藤太郎君

龜井光君

川野三曉君

黒木利克君

紅露佐藤義彦君

芳男君

佐藤みつ君

山下春江君

山本杉君

横山フク君

阿部和孝君

大橋杉山善太郎君

森勝治君

小平小平君

高山久雄君

梅本純正君

厚生省公衆衛生局長
厚生省児童家庭局長
厚生省年金局長
社会保険庁年金保険部長
労働大臣官房長
労働省労働基準局長
労働省職業安定局長
労働省婦人少年局長
労働省職業訓練局長
常任委員会専門員
大蔵省理財局次長
事務局側

中原武夫君
和田勝美君
高橋展子君
有馬元治君
村上茂利君
辻英雄君
網野智君

竹下精紀君
伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

中原龍之助君

竹下精紀君

伊部英男君

い。

○政府委員(伊部英男君) 国民年金制度は、発足の際の計算といたしましては、完全積み立て方式を基本として立案されておるのでございます。ただ、その当時の時点におきまして、引き続き完全積み立て方式を維持するかどうかという点は、永久にこれを維持するというたてまえであったわけではありませんのでござります。今回の給付の改定にあたりましては、保険料は完全積み立て方式による保険料まで引き上げておりませんので、したがいまして、いわゆる修正積み立て方式による保険料まで引き上げておりませんので、したがいまして、わった次第でございます。今後の見通しといたしましては、一応漸進的に所得の伸びに見合つて保険料を引き上げいくと考えますと、五十三年におきまして四百七十二円の保険料をもって完全積み立て方式に戻ることに一応見込まれるのでございますが、しかしながら、保険料の引き上げの問題は、もとより所得に見合つて引き上げていかねばならないわけでありますし、何よりも基本的に国会の御審議をいたしかなければならない問題でござりますので、そういった点は整理資源の解決の問題ともからみまして、所得の伸びに見合いつつ妥当な結論を出してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○大橋和孝君 これは世界各国ではこうした方式はとられていないのであって、やはり先進国あたりでは賦課方式をとられているようであります。が、その点の見解も含めて伺いたい。

○政府委員(伊部英男君) 御指摘のように、多くの国々におきまして賦課方式が採用されておりまして御承知のとおりでございます。ただ、たとえばアメリカといったような国は日本と同様の修正積み立て方式と考えてよろしいかと思うのですがございますが、日本におきまして修正積み立て方式をお維持する必要があると考えられますのは、今後五十年間に非常に急速に老齢化が進むのをござります。六十五歳以上の人口は現在約六〇%程度でござりますが、それが昭和九十年には二割をこえる。現在の先進国におきましても、非常に

老人の多いといわれております英國でも一二、三%

でござりますので、非常に大規模な、非常に激しい率をもつて老齢化が進むのでございます。そういう状況下におきましては、やはり現在と将来的世代との負担の均衡という点を考慮いたしまして、やはり現在程度の修正積み立て方式が妥当であろうという考え方をとつたのでござります。なお、各種年金制度におきましても、ほぼ今回の国民年金と同様な考え方をもつて保険料を定めておるのでござります。

○大橋和孝君 それに統いて、私はもう一つこれからお聞きしたいのは、財政の再計算の結果と将来の財政見通しを聞いたのです。特に四十二年には二百五十円、それが四十四五年には五十円上がり、四十六年には再計算をされてやつていかれますが、まずその将来と、財政の見通しについて御説明を願つてから……。

○政府委員(伊部英男君) 将来の財政の見通しにつきましては、いわゆる五年ごとの再計算によりまして、その時点において所得の伸び、あるいは物価等に応じまして保険料の引き上げその他の措置を講じておるわけでございますが、一応現在の考え方でまいりますと、現在改正案を基礎にした推計をいたしてみると、昭和九十年におきましては、年度末の積み立て金が五兆六千億円、収入が四千五百七十三億円、給付が四千三百八十五億円程度になる見込みでございます。

○大橋和孝君 四十六年度で再計算をされるといふことになつておるわけでありますね。それで、私は、ここで附則の十五条を入れておられる理由がよくわからないわけであります。特に前の厚生年金の場合では修正が行なわれているわけでありますが、この場合におきましては、この額以上の引き上げを行なうことはあり得ないという意味にも要がある。なお、かりに保険給付の引き上げが行なわれない場合におきましては、この額以上の保険料につきましては、それそれ千分の五を加えます。

○政府委員(伊部英男君) 厚生年金におきましておけるのでござります。

○大橋和孝君 厚生年金におきましては、五年後の再計算の時期において五%の引き上げを実施するということが法律に書いてあるわけを伺つておきますと、昭和九十年における給付の引き上げが行なわれます場合においては、この五十円がおそらく保険料引き上げ額の内ワクはこの時期において給付の引き上げをもちろん行なわなければなりませんし、その際の再計算の時点におきまして、これも含めて実施をしていくと、いうことにならうかと思うのでございます。

○大橋和孝君 これは、そうすると十五条は削除するという意思はございますか。

○政府委員(伊部英男君) 先ほど申し上げましたように、厚生年金保険におきましても、五年後の再計算の時期におきまして五%保険料率を引き上げる規定がござりますので、やはり今後の修正積み立て方式ということを明らかにする意味におきまして、やはりこの規定は存置いたしたいと考えております。

○大橋和孝君 これは厚生年金のときには修正されたのですが、実際からいえば、今度のこの国民年金の場合にでもこれを修正するのをうつかりして修正されないと、いうふんなことも見受けられているわけであります。それでもやはり存置せなきやならぬという理由はあるわけですか、もうちょっとそこのところを詳しく説明してください。

○政府委員(伊部英男君) 国民年金法第四条におきまして、保険料と保険給付が収支を償うよう定めなければならないという規定があるのでございまして、この趣旨からまいりまして、やはり将来の保険料のプログラムというものを定めておく必要があります。なお、かりに保険給付の引き上げが行なわれない場合におきましては、この額以上の引き上げを行なうことにはあり得ないという意味にも要がある。なお、かりに保険給付の引き上げが行なわれる場合におきましては、この額以上の保険料につきましては、それそれ千分の五を加えます。

○大橋和孝君 この成熟期に給付費に対する十倍にも当たるような五兆円に近い積み立て金を必要とする理由はどういうことですか。

○政府委員(伊部英男君) 修正積み立て方式は、やはり一世代間の負担の均衡を保とうという趣旨でございまして、この積み立て金によりまして後代の負担が著しくならないということを考えてこれだけの積み立て金を保有する必要があると考えられる次第でございます。

○大橋和孝君 私は、この九十年度の財政収支の概算が先ほどの御説明の中で五兆何ぼになる、それから利息の収入が三千億になる、それから保険料の収入が一千億ぐらいになる、あるいは、ま

でございますが、この十五条の二項の趣旨は、今後段階的に保険料を引き上げていくという思想を

ここにあらわしておるのでございますが、実際にこの五十年がおそらく保険料引き上げ額の内ワクになるかと思われるわけであります。現時点において給付の引き上げが行なわれます場合においては、この保険給付を定め、保険料を定めておるのでございまして、やはり修正積み立ての趣旨からまいりまして、この規定は存置する必要があると考へる次第でございます。

○大橋和孝君 私はそこに少し疑義を持つわけであります。が、そう言われますので、一応これはそのままにしておきます。

特に私は、それならば、今度はこの国民年金の成熟の時期ですね、それから、また、その給付の総額とその保険料の積み立て金は幾らになつていいのか、これをちょっとと説明してください。

○政府委員(伊部英男君) 成熟ということばはいいろいろ解釈のしようがありますが、一応昭和九十年の時点をとつて考えてみますと、収入が四千五百七十三億九千九百万円、給付費の支出が四千三百八十五億九千七百万円で、この時点における保有積み立て金が五兆六千億円程度の見込みでございます。なお、四千五百七十三億のうち、利子収入は三千億円程度、国庫負担金が約六百億円、残りが保険料といったようなことに現時点におきまして推計をいたしておるわけでござります。

○大橋和孝君 この成熟期に給付費に対する十倍にも当たるような五兆円に近い積み立て金を必要とする理由はどういうことですか。

○政府委員(伊部英男君) 修正積み立て方式は、やはり一世代間の負担の均衡を保とうという趣旨でございまして、この積み立て金によりまして後代の負担が著しくならないということを考えてこれだけの積み立て金を保有する必要があると考えられる次第でございます。

た、国庫の負担が五百七十一億円ぐらいあるといふので、この給付費が四千三百八十六億でまたなっていく予定であるというふうに聞いておるわけであります、この利子の計算三千億は、これは五分五厘で計算されておる、あるいは、また、長期にわたるほうでも五分ぐらいいになっておるのでございますが、その点をお知らせ願いたい。実際からいえばこれは六分五厘でありますので、金額からいえばもっとたくさんふえているのじやないか、こう思うわけでありますが、その点はいかがですか。

○政府委員(伊部英男君) 年金制度の予定期率は五分五厘で考えてございます。これは長期にわたる制度でございますので、利率等における変動があり得るということを考えて、安全度を見て計算をいたしているのでございますが、実際には、御指摘のように、預金部資金の預託率は六分五厘でございます。したがいまして、その再計算の時期におきましてこれの六分五厘によるいわば利差益といふものは給付の改定に繰り込んでいくということになるわけでござります。したがいまして、この実際の利率 まあ六分五厘が かりに九十年まで続くといたしますと、この姿はまた変わつてくるわけでございます。

○大橋和孝君 現行において、この被保険者の資格は二十歳から六十歳までとなつてゐるわけでありますので、いま実情から申しますと、今日都会へ就職してくるのは、中学校卒業の人であれば十五歳、高校卒業であれば十八歳でありますが、これが中小企業、あるいは、また、飲食店とか、いろいろなところへ参ります。これが厚生年金のあるところは別でございますが、小さいところへ入つて厚生年金のないところにいる人を見ると、そういう人々は二十歳になるまでは掛けれない。やはりもう少し何かの方法をとつて、十五歳あるとも十八歳でも、早くこれを掛けられ得るような制度にすれば掛け金の期間が早く済むことになる。そういうことから考えて、こういう措置を何とかとれないので、こう思うわけであります。

が、こういう点についてひとつ御説明願いたい。
○政府委員(伊部英男君) ただいま御指摘の点は
一つの問題点でござります。この法案作成にあたりましても検討いたした点でございますが、な
だ、国民年金は自主納付をたてまえとしておりま
す関係上、やはり事務的に雇用関係にあるのかな
いのかということを認定することがきわめて困難
であります。やはり年齢をもつて一つのいわば
仕切りを設けていくほかないという結論に到達し
たのでございますが、ただ、ただいま御指摘の問
題は、五人未満として厚生年金の適用を受けてお
らない企業の労働者についての問題であろうかと
思うのでございます。で、この点につきましては、
は、五人未満の問題につきましては、かねて衆參
両院におきまして、昨年の厚生年金法改正に際し
まして、二年後を目標にしてこの解決をはかるよ
うに御決議をいただいておるのでございまして、
この趣旨を体しまして、すみやかな機会にこの問
題の解決をはかりたいと、かようと考えておる次
第でございます。

○大橋和孝君 それから、この前の機会にちよ
と私閑連質問でもさせてもらい、ほかの委員から
も説明がありましたが、少くとも、少くとも、少く
ありますけれども、もう一度私は老人対策につい
て一、二この間まだ申し上げてなかつたので、そ
の分を追加してひとつ御質問したいと思うわけで
あります。

この前も森委員からも話がありました。厚生大
臣に対しても、あの六十八歳の老人が遺書を残してな
くなつたあの悲惨な状態について説明されたので
あります。が、私は、こういうような悲惨な状態を
含め、また、厚生省から発表されておりますとこ
ろのいろいろな資料の材料を見てみましても、昨
年の十二月に三十九年度の国民生活実態調査とい
うのが厚生省から出されておるわけあります
が、それを見てみましても、高年齢世帯と母子世
帯が低所得者の階層の中に非常にたくさん集中し
ておる。ことに高年齢の世帯は八五・六%を低所得
者の中占めている、そして平均の所得が二十

一万三千円ぐらいである。いわゆるこうした非常な低所得階層の中では、こういうふうな人が非常に多くなつておる、こういうふうな資料も出ておりません。また、四十年度の行政基礎調査、これは厚生省でやられておりますが、これにおきましても、高年齢者の世帯が前年の七百十六万世帯から七百九十九万世帯、八十三万世帯もふえておるわけであります。そして世帯の総数に占めている割合は、三六年度では一・四%であり、三十七年度では二・六%，三十八年度になつては二・七%，三十九年度になつては、二・九、それから四十年度になつては三・一%になつておるというような、三%台にまでこれがふえておるというのが、この厚生省の資料から出しております。あるいは、また、総理府の広報室で行なわれておる世帯調査によりましても、東京の親たちの場合、子供の将来について親孝行を求める人はわずかに一・九%と、こういわれておる。こういうような状態を参考されておる。あるいは、また、国民生活白書の中では、四十年の都市労働者世帯の定収入の伸び率は、昭和三十五年において最低の七・九です。それから消費者物価の上昇を引くと、実数はわずかに〇・三%しか増加してない、こういうことも発表されておるわけであります。それにもかかわらず、貯蓄のほうは七千三百七十円と、八・三%もふえておるわけであります。これについての理由は、たとえば将来非常に不安であるためにあらゆる努力をして、この物価が上がっている状態での、非常に苦しい中でも貯金をしなければならぬというような非常な心配から、無理やりに生活を切り詰めて貯金がされておるのだ、こういうふうに報告がされておるわけであります。あるいは、また、このような政府機関の統計をいろいろ調べてみましても、この中ではつきりしておりますことは、やはり老人対策は緊急の政策課題であります。また、この政策不在がやはり私は現在の老人たちに対する、先ごろ起つた悲惨な厚生大臣に対する遺書に示されたような例も出てくると思うわけですがあります。そこで私は、この植田老人ですか

が切れたものを述べられたのを森委員からも話されたように、非常に孤独な生活に困つておるといふような場合、私は、政策的にこういう老人たちを救うのが非常に手が抜けておるのではないか、こう思うわけであります。こういう観点から、このいろいろの年金の諸政策に対して私は非常にまだ不十分なところがある。これを十分反省してみなければならぬのではないかと思うわけであります。特に私はそこの中で、この間の大臣からの答弁でいろいろ御説明を願つて、あたかいお話をありましたので、私はその点は非常に了としているわけでござりますけれども、なお一そう私はこの厚生行政の中で、こうした厚生年金、あるいは老人の年金に対してもっともっとあたかい気持ちでことにいろいろ配慮をしてもらわなければならぬ。特にその中で、この間も問題になりましたが、手続きをうつかりしておったために打ち切られているという人も出ておるというわけでありますので、そういうこともありますけれども、私は、もつともつといろいろあたかい手を伸べなければならぬと思うわけであります。特にこの中で一つお聞きしたいことは、この老人クラブ、あるいは、また、老人のいろいろないうふうなことの指導といいますか、いろいろなことが行なわれているのでありますか、あるいは、また、そうした実情のPRの中で、もつと具体的なものは何か、もつとお考えになつていいのではないかろうか。あるいは、また、現在やつておられるごと、あるいは、また、将来お考えになつているごとをここでもつと具体的に何か指導していただきたいたい。この間お聞きいたしましたけれども、もう一つ、私はこういうことは重大な問題でありますので、もう少し詰めさしていただいて、いろいろな見解を、あるいは、また、具体的な考え方をきたい。こういう時期にもう一度はつきりと国民のために、また、老人のそういう不安になつておられる

人たちのために明確にしておいただくことが、非常に私はそういう人たちのためのPRの効果にもなり、あるいはまた、そういう人たちの気持ちをやわらげるものではなかろうかと思いまして、この点についてひとつ御所見をお願いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま大橋さんからお話をございました老人対策、老人福祉の問題でございますが、御指摘もございましたように、日本人の平均寿命が延びてまいりまして、急速に人口構造の中における老人層の占める比重というものが非常に大きなワードを持つようになつてしまつたのであります。老人になりますとどうしても所得も不安定になりがちである、また、病気になる度合いも非常に多い。最近の社会情勢の変化に伴いまして孤独な老人の世帯というものがふえつた。そういうような諸情勢からいたしまして、老人福祉対策を総合的に強化をしてまいります。その最も基本的な施策が、この御審議を願つております国民年金、あるいは厚生年金の所得保障の充実の問題でございます。この問題につきましては、政府におきまして、昨年、今年、厚生年金、国民年金の給付水準の引き上げ、充実といふことにつきまして特に力を入れておりますのはそういう観点に基づくものでございます。

なお、老人福祉の対策といったしましては、御承認の如き、老人クラブ、あるいは特別養護老人ホーム、あるいは、さらに特別養護老人ホーム、こういう施設は、福祉施設に御老人を収容をいたしまして、そうしてその施設の中の福祉的な事業を通じまして御老人の方々の生活を守り、あるいは病気等に対するところの療養等もやる。こういう施設であるわけでございます。老人クラブのほうは、お年寄りの方々が非常に孤独な環境にございますので、そういう御老人の方々が月に何べんか集まりまして、そうしてお互いに修業の機会を持つ、あるいは、また、娯楽、慰安の会合を持つ、こういうことによって老後の孤独感をできるだけ解消し、そうして楽しい老後を送つていただくと、こういうような趣旨で老人クラブが設置をされておるわけでありまして、私ども、今年中に五万ヶ所老人クラブを設置をする、このあります。私が、四十一年度の予算におきましては、昭和四十年までに四万ヶ所設置されておったのであります。さらに一万ヶ所ふやすようにいたしまして、全国に今年中に五万ヶ所老人クラブを設置をする、こ

ういうことを考えておる次第でございます。私は、先ほどお話をありましたようなところの老人は、先ほどお話をありましたようなところの老人の福祉年金の時効の問題等につきましても、早急に制度的に改善を加える所存でございますが、今後とも、老人福祉対策につきましては、政府としては、福祉審議会の御意見等も伺いながら、十分な対策を進めてまいりたい、かように考えております。○大橋和孝君 老人クラブを一万ヶ所ふやして五万ヶ所にしようというお話をございますが、この老人クラブというのは内容的にどういうふうにして、そうして老人に対してどういうふうにされてるか。老人ホームとはどういうふうな関係にあるか。老人ホームとはどういうふうな関係にあるか。特に私は、同時に、また、成人病の対策といふものを相当考えなければ、老人に対しての非常にさびしいところを、あるいは、また、病気を非常にさびしいことができないし、同時に、非常にチェックすることができないし、同時に、また、非常に病気に対する不安感といふものに対して安心感を与えるための施策も必要なわけであります。いまこの老人ホーム、あるいは老人クラブで行なわれておる状態をつまびらかにひとつこの際聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 老人クラブ、あるいは、厚生年金の所得保障の充実の問題でございます。この問題につきましては、政府におきまして、昨年、今年、厚生年金、国民年金の給付水準の引き上げ、充実といふことにつきまして特に力を入れておりますのはそういう観点に基づくものでございます。

なお、老人福祉の対策といったしましては、御承認の如き、老人クラブ、あるいは特別養護老人ホーム、あるいは、さらに特別養護老人

のためには、老人クラブの増設をさらにはかつてない、と、かように考えておるわけであります。そのため、現在の考え方といいましては、七十歳以上の御老人の方々に対する年金額をなるべく引き上げていく、あるいは所得制限を緩和していくと、そういうことを当面考えておるわけですが、なかなかこれまでにいたしまして、私は非常にうれしく思つた次第であります。私は、またこの老人ホームあたりでも、あるいは、また、老人向けの住宅とありますか、そういうものに対してもあたたかい手をおなべていただきたい。特に私は、老人の実態について、実際に京都あたりで老人ホームを回つて見ましたときに老人が訴えますのに、あたたかいみそ汁を飲むよなホームがほしいと申しますが、そういう三つの点をからみ合わせて、いまこの老人ホーム、あるいは老人クラブで行なわれておる状態をつまびらかにひとつこの際聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 老人クラブ、あるいは、厚生年金の所得保障の充実の問題でございます。それから、また、いろいろな統計なんかの上からも見せていただきましたが、私は、老齢の福祉年金につきましても、高齢者世帯はやはり男が六十五歳以上、女が六十歳以上の者だけが、また、十八歳未満の子供が加わった世帯、こういうようなことで、生活の状態が非常に何と申しますか、生活実態そのものが、こういうふうな非常に年寄りの世帯がさびしい状態にあるわけであります。私が、特に私は、老齢福祉年金は七十歳からしか支給されない。また、その間にランクがあるといふことは、非常にこういうふうな老人に対してさびしさというものがあるわけだと思いますが、これは六十五歳くらいまでに支給を開始するということにはならないものでありますよ。

○政府委員(伊部英男君) 実は福祉年金の年齢の引き下げに伴います予算は相当の額のほるのでございまして、六十五歳まで引き下げる予算をつけておる、そして、そうして楽しい健康で、非常に老後の孤独感を去つて、そうして楽しい老後が送れるように、そ

のためには、老人クラブの増設をさらにはかつてない、と、かのように考えておるわけであります。そのため、現在の考え方といいましては、七十歳以上の御老人の方々に対する年金額をなるべく引き上げていく、あるいは所得制限を緩和していくと、そういうことを当面考えておるわけですが、なかなかこれまでにいたしまして、私は非常にうれしく思つた次第であります。私は、またこの老人ホームあたりでも、あるいは、また、老人向けの住宅とありますか、そういうものに対してもあたたかい手をおなべていただきたい。特に私は、老人の実態について、実際に京都あたりで老人ホームを回つて見ましたときに老人が訴えますのに、あたたかいみそ汁を飲むよなホームがほしいと申しますが、そういう三つの点をからみ合わせて、いまこの老人ホーム、あるいは老人クラブで行なわれておる状態をつまびらかにひとつこの際聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のよう、老齢福祉年金につきましては、今日まで三回にわたつて改善をいたしておるところでございます。拠出制の年金につきましては、ようやく今回、この制度が始まりましてから初めて厚生年金等との関係を考えて改正をいたした次第でございます。そこで、福祉年金につきましては、今後とも、毎年できるだけ一般の生活水準の向上に見合つて改善を進めていきたい、かように考えておる次第であります。

○高山恒雄君 ちょっとと関連。

いまの年齢の引き下げも前向きの回答があります。だから、私はまあ前向きで、いいとは考えますけれども、実際は七十歳といふことから、該當者の者と六十五歳の者との、もらえない人の立場から考えますと、こんなものはつくつてもらわぬほうがよかつたという意見が強い。精一ぱい不平を言つておるんですね。これはもう前向きの回答を書いてみえますけれども、次の国会ぐらいいにはでき

るだけ私はこの問題はやっぱり統一したほうがいい。そうしなければ、六十五の人と七十の人との格差があまりにあるということになりますと、いろいろな不服が年寄りの中に出で、保険をつくって不服が出ておる。この実態は政府に大きく反省してもらつて手直しをしてもらいたい、私はこういう希望を申し上げます。

○委員長(千葉千代世君) ちよつと速記をとめます。

〔速記中止〕

○委員長(千葉千代世君) 速記を起こして。

○国務大臣(鈴木善次君) その点につきましては、先ほど年金局長からお話をございましたように、政府といたしましても審議会等の御意見も伺い、前向きでひとつ検討を進めたい、かように思っております。

○大橋和孝君 大蔵省のほうから来ておるそうでありますから、質問をそちらのほうへ移させていただきます。

いまちょっとお話を申し上げかかっておりま

点は、積み立て方式でいまのようにして厚生年金の保険、あるいは、また、国民年金の制度でもつ

て積み立てられてまいりますと、相当ばく大な積み立て金が貯蓄されるわけであります。昭和四十

一年度末の推計でも、厚生年金では一兆八千億、

それから国民年金では二千五百億に達する予定でありますし、また、この様子でいきますならば、

そのピーク時になりますと三十四兆円の巨額に達する。これにまた國年では先ほど申されましたよ

うに五兆円、約四十兆に近い金ができるわけであ

ります。私は、第一に、この積み立て金の使途を明確にしなきやならぬと思うわけでありますが、

この使途についてひとつ御説明を願いたいと思

います。

○説明員(広瀬駿二君) お尋ねの厚生年金、国民年金の積み立て金の使途につきましては、毎年度予算と一緒に財政投融資計画を策定するわけであります。その四十一年度予算の説明というパンフレットみたいなものが配られるわけですが、これの中

に使途別分類表としまして、財政投融資計画二兆

二百七十三億円の内訳を出しております。いろい

ろな原資の中にいろいろな資金があるわけです

が、いま御指摘の年金関係の資金は、国民年金、厚生年金を合わせまして、そのほかに共済組合等のお金も多少入りますが、「年金資金等」として一括されまして、その使途を使途別に明らかにしております。それで、その使途の項目は住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小農林等々と十二項目にわたっておりまして、予算の説明に金額を明記しております。

○大橋和孝君 大蔵省のこの資金運用部のほうで預託されるところのいろいろな運用の計画はいま御説明になりましが、この使途別分類表に示されておりますような年金の資金等の使途は当該年度の積み立て金額についてのみでありますて、既往の貯蓄分の運用の状況、特にその年金積み立て金の回収及び再貸し付けの状況については全く不明であるわけであります。この点を少し明確に示していただきたい。

○説明員(広瀬駿二君) 全部の回収金と申します

か、資金運用部の資金の回収金が幾らということは、これははつきりわかります。ただ、資金運用部に入っていますお金は、その大宗が郵便貯金でございます。これが約半分ぐらい、それから残高が約半分ぐらいになると思います。それから残ったものの半分程度、したがつて、全体の四分の一程度かと思いますが、これが厚生年金なり国民年金のお金なり、そのほかに政府関係のものもろもろの特別会計の積み立て金、あるいは余裕金といふものが全部運用部に一括して入っております。これらは全部一本として統一的に運用されております。回収も、それらが統一的に出でておりますので、統一的に返つてくることになる。全部別々には計算されていないのであります。

○藤田謙太郎君 ちよつと関連。それは、あ

た、答弁が不親切だとぼくは思うのです。大橋さ

んの質問されることは、四十兆も資金が積み立てる。毎年度の貸し出しだけは資金運用部

で財政投融資でやっているけれども、全体の基金

は五分五厘なら五分五厘で複利計算して保険財政

をやっているわけなんだけれども、そういうもの

じゃなしに、全体の資金を計画的に使っていくか

ということを明確にしなさいといふのが質問です

よ。それをよくわかりませんといふようなこと

じやどうにもならぬし、この際、私はもう一つ質

問をしておきたいけれども、厚生年金や国民年金

の積み立て金だけは大蔵省がやつているけれど

も、共済年金の積み立てその他については自管

理さしてゐるんでしよう。民間の方々には二割五分

のお金も多少入りますが、「年金資金等」として

を一括してそれがどれと、たとえば国民年金の回

収分が幾ら、厚生年金の回収分が幾らというふう

には分けがたいのであります。

○大橋和孝君 それはどこへ回収されて、何ぼさ

れているかわからぬ状態で、何にも把握しないで

運用されているのは少しおかしいのぢやないかと

思いますが。

○大橋和孝君 それはどこへ回収されて、何ぼさ

れているかわからぬ状態で、何にも把握しないで

運用されているのは少しおかしいのぢやないかと

思いますが。

○説明員(広瀬駿二君) 全部の回収金と申します

か、資金運用部の資金の回収金が幾らということは、これははつきりわかります。ただ、資金運用部に入っていますお金は、その大宗が郵便貯金でございます。これが約半分ぐらいになると思います。それが約半分ぐらいになると思います。それから残ったものの半分程度、したがつて、全体の四分の一程度かと思いますが、これが厚生年金なり国民年金のお金なり、そのほかに政府関係のものもろもろの特別会計の積み立て金、あるいは余裕金といふものが全部運用部に一括して入っております。これらは全部一本として統一的に運用されております。回収も、それらが統一的に出でておりますので、統一的に返つてくることになる。全部別々には計算されていないのであります。

○藤田謙太郎君 ちよつと関連。それは、あ

た、答弁が不親切だとぼくは思うのです。大橋さ

んの質問されることは、四十兆も資金が積み立てる。毎年度の貸し出しだけは資金運用部

で財政投融資でやっているけれども、全体の基金

は五分五厘なら五分五厘で複利計算して保険財政

をやっているわけなんだけれども、そういうもの

じゃなしに、全体の資金を計画的に使っていくか

ということを明確にしなさいといふのが質問です

よ。それをよくわかりませんといふようなこと

じやどうにもならぬし、この際、私はもう一つ質

問をしておきたいけれども、厚生年金や国民年金

の積み立て金だけは大蔵省がやつているけれど

も、共済年金の積み立てその他については自管

理さしてゐるんでしよう。民間の方々には二割五分

のお金も多少入りますが、「年金資金等」として

を一括してそれがどれと、たとえば国民年金の回

収分が幾ら、厚生年金の回収分が幾らというふう

には分けがたいのであります。

○説明員(広瀬駿二君) いままでの使途別分類の合計といふものにつきまして資料を調製すること

は可能でございます。ただ、回収金のほうは、こ

れはお金に色がないわけでございますので、全部

を括してそれがどれと、たとえば国民年金の回

収分が幾ら、厚生年金の回収分が幾らというふう

には分けがたいのであります。

○説明員(広瀬駿二君) こういうものは何か資料として提

出してもらうわけにはいきませんか。

○説明員(広瀬駿二君) 今までの使途別分類の合計といふものにつきまして資料を調製すること

は可能でございます。ただ、回収金のほうは、こ

れはお金に色がないわけでございますので、全部

を括してそれがどれと、たとえば国民年金の回

収分が幾ら、厚生年金の回収分が幾らというふう

には分けがたいのであります。

○説明員(広瀬駿二君) こういうものは何か資料として提

出してもらうわけにはいきませんか。

○説明員(広瀬駿二君) 今までの使途別分類の合計といふものにつきまして資料を調製すること

は可能でございます。ただ、回収金のほうは、こ

れはお金に色がないわけでございますので、全部

を括してそれがどれと、たとえば国民年金の回

収分が幾ら、厚生年金の回収分が幾らというふう

には分けがたいのであります。

○説明員(広瀬駿二君) 今までの使途別分類の合計とい

それから、先ほどやはり御指摘にございました共済資金等はもとよりかい還元して居ないかというお話、これは厚生年金及び国民年金の還元融資の比率は二五%、これは三十六年度でございましたが、国民年金法が創設されるときに、国会の御要望等によりまして、從来の一五%を二五%に引き上げたわけでございます。これはいま申し上げましたように、住宅その他、すべてこういう資金は国民の福祉になるよう運営をされておるわけでございまして、さらにそれらの資金の特殊性にかんがみまして、また、こうした拠出をなさる方々のこの制度に対する御理解のために、さらには直接的なものに動くようになっておりますが、五%の還元融資がなされたわけでございますが、共済組合のお金というのは、これまた資金の性質が多少違いまして、国民年金なり厚生年金はまさに国家資金ということをございますが、共済組合のお金は、これは国とは別の人格、共済組合のお金という事になるわけであります。で、共済組合の場合は三分の一がこの運用部に預託していただくということにしておりますが、まあこれはいわば共済組合の、何というのですか、厚生年金相当分というような意味で、三分の一の財政投融資の御協力を願うというようななかつこうになっておりますので、その辺必ずしも同一に比較するということはできないのじやないかというふうに考えております。

う。片一方の共済年金は不動産投資や信託投資をしてるじゃありませんか。そういうことを黙認しておいて、資金が違うからそれでもいいじゃないか。というような、そういうものの考え方で国民全体の所得保障を進めていくんだということになつたら、それはたいへんですよ。そんな考え方で同じように所得保障を進めていくために住民の還元融資、福祉をどうしていくか。国家資金に流用して、より建設生産に向けていこうということは、所得保障を将来統一させていこうという、年金の制度をこの考え方でいかなければならぬ。国がやっているのは違うんだ。これは自由にしていいんだ、民間がやっているのは。国家でやつているのは、これはシビアに二五%でいいじゃないかという、そんなものの考え方で資金運用をやってもらうなら、これはたいへんですよ。

私が時間がないので、急いでできるだけ早く開きたいことだけをちょっととかいつまんでいきたいたいと思います。次に、私が伺いたいことは、これは三十五年の審議会の答申の中に、「特別勘定として、他の資金と厳密に区別して、社会保障の目的を十分に達するよう管理運営することを法律によって保障することが肝要である。」と、こういうように審議会の要望が三十五年十月十二日に、内閣總理大臣、あるいは、また、大藏大臣、厚生大臣に要望書が出ておるはずがありますが、これをしないのは私はどういうわけか。この要望書がずっと前に答申に出ているにもかかわらず、こうしないのがやはり不明瞭になるあれであると思ないので、これについて見解をちょっと。

○説明員(広瀬謙二君)　ただいまおっしゃいました答申は社会保障制度審議会の答申かと存じますが、これらに関連いたしまして、社会保障制度審議会、あるいは国民年金審議会等々から答申が出しておりますが、また、この資金運用部の資金の運用につきまして資金運用部審議会というのがございまして、ここでもまた同じ問題に関連しまして答申が出ております。そして結局、資金運用部審議会の答申に基づきまして、当時、先ほど申し上げましたように、還元融資の率を一五%から二五%に上げる、あるいは運用利回りを六%から六・五%に上げる、それから審議会の構成を変える等々の改善措置を講じたわけでございます。そういった意味で、必ずしもすべてが満足されるような状況になつていなかつと思ひますが、いろいろな関係からそういうふうな状況になつております。

○大橋和孝君　もう一点だけ要望して私質問を終ります。

先ほど藤田委員からお話をありましたように、この二五%の中におきましても、いろいろな

ものが資金源として出されているわけでありますが、これは特に社会福祉のため、被保険者、あるいは、また、厚生福祉のためにということが明確になつておるわけでありますので、特にこういちじ運営の面につきましても配慮をしていただきと同時に、この辺の点、上水道とか、あるいは、また、このあれに出でおりますようないろんな方面にこれが優先的に用いられてゐるわけあります。が、こういうようなことも、いま特別勘定の設置をして明確にされることが必要であると思ひますので、特に配慮を願いたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 国民年金や厚生年金の積み立て金の運用にあたりましては、これを安全に運用するということ、そして、できるだけこれを有利に運用するということ、さらに、その運用にあたっては国民の福祉に寄与するようになればならない、こういう点につきましては、政府も十分その趣旨に合致するように、今後とも、この運用には慎重に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、その用途を明確にいたしますために、ただいま資金運用部の中に特別会計をつくるといふ問題等につきまして資金運用審議会に諮問をいたしておる段階でございますが、それらの御意見を十分聞いた上で、私どもただいま御指摘になりましたような方向でできるだけ努力いたしたいとかのように存じております。

○委員長(千葉千代世君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉千代世君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようございませんが、

討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

国民年金法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○藤田謙太郎君 私は、ただいま可決されました国民年金法の一部を改正する法律案に対し、各党の御了解を得まして、附帯決議案を提出いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、国民年金制度の改善のため、次の事項についてその実現に努力すること。

一 厚生年金との間に存する次の各項の差を解消すること。

1 最低資格要件期間

2 支給開始年齢

3 損害等級範囲

二 捐出年金に対する国庫負担率を引き上げること。

三 捐出年金におけるスライド制を確立すること。

四 積立金の管理運用に関して保険料納付者の意向を反映させる措置を考慮するとともに、還元融資率の引上げを図ること。

五 附加年金制度の実施について検討を急ぐこと。

六 福祉年金について、次の各項を実施すること。

1 額の引上げ

2 所得制限の緩和

3 老齢福祉年金に関する支給開始年齢の引

下げる及び夫婦受給制限の撤廃

4 障害等級範囲の拡大

以上であります。何とぞ御賛成くださるよう、

お願いいたします。

○委員長(千葉千代世君) ただいま述べられました藤田君提出の附帯決議案を議題といたします。

藤田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて藤田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、鈴木厚生大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

鈴木厚生大臣。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、

討論はないものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めま

す。

それでは、これより採決に入ります。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、鈴木善幸君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

鈴木善幸君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、鈴木善幸君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

鈴木善幸君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、佐野芳雄君から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。

佐野芳雄君。

たしまして、今後、一そうの努力をいたしたいと存じます。

第六五号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

に大事なことですから、重ねて確かめておきたいのですが、雇用主は自由に首切れるんでしょう、

とで首切りをしてはなりませんよということを後段では成めている。こうなると、同じ条文の中で

いうやり方はできないのですか?

い
ま
す

そうでしょう、そうじやありませんか。

すれ、これは論理的に矛盾ではないかと思うのですが、差しつかえありませんか。

これは一般的な責任感で強調しておられるので、「」をいいますが、解雇が正当であるかどうかとい

どということばも出てまいりますように、高校の

まれるか、これは含まれますと、こうお答えしたのでございますが、後段には事業主の社会的な責任を強調してある。同時に、解雇は、御指摘のように、自由だといつても、これは解雇権の乱用という問題がござりますので、必ずといいますか、自由に対してもそういった限界があるわけでござります。

日本北洋の事半臘三事以外になし、思ひます。

事なこともありますので、もう一度ことばを変えて――二よばをかえても頗るの發言を申すわけで

のであります、このことについてはどう考えておられますか。

○森勝治君　どうも私の乏しい頭脳で局長の答弁を理解するのは至難のわざに近いかも知れませんけれども、前段で、雇用主が解雇、いわゆる首切りが自由にできる、大なたをふるうことができる。そのあとでは、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するようにつとめる、いわゆる解雇権の乱用というものを戒める、こういう御答弁でしたね。そうですね、そろはしよう。
雇用主の首切りは自由に認めるけれども、いいですか、みだりに解雇してはならぬ、解雇権の乱用はまかりならぬということがこの第一条第二項の前段と後段に分かれておる、こういうお答えですね。質問しておるのでありますから、お答えいただきたい。イエス、ノーでいらっしゃります。重ねて質問しているのです、同じことを。

ような御答弁としか私は受け取れないのです。私は頭が鈍いのですから、あなたのよう

なたはみたりに首切りをさせないよう、そりうふうにするという答弁をされておりますけれど

傾向を十分考慮せよ。職業訓練の立場からいへば、も、高等学校卒業者の職業訓練をいかにするかと、いうことを二つ、これは、十分検討を、ここでまとめておきたい。

○政府委員(有馬元治君) 解雇が自由だと申しましたとしても、解雇権乱用の制約があるというお答えをいたしたのでございます。後段の「かつ」以下の問題は、雇用主の社会的な責任を明記いたしておる次第でござります。

ついかもしませんが、経営者の解雇権とか、そういう管理権というものをここで大幅に認めて

ぞれの立場で十分管理と指導と協力を求めることがありますね。お約束願えますね。

りますから、質問の要もなかろうかと思うのですが、この種の諮問機関には中央職業訓練審

○森勝治君 そういたしますと、この第一条第一項の前段で「事業主の雇用の管理」の中には、解雇することも自由である、すなわち、管理の自主性を尊重しているということですから、首切りは自由でありますよと、しかし、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するようにつとめる、かりそめにも不当労働行為などというふうに

おって、しかし、あとのほうでは、労働者の職業を安定させるために雇用主は最大の云々といううとが書いてあるわけですね。それならば、なぜこのようなせいかくこういう法案を用意されたのですから、事業主の首切りを自由に認めるなどということではなく、もう少し雇用を安定させるような、労働者が安心してその職につくような、そら

○政府委員(有馬元治君) この法律がなくても解雇権の乱用は慎まなければならぬという一般原則がございますが、この二項の後段で、常識的に強調されておりまする雇用主の社会的な責任を強調して指導をするという裏づけができるわけでござ

議会というのが、御承知のように、あるわけであります。したがつて、この審議会でも、私がいま質問いたしました内容については、当然議論がなされるのであります。どうかと思うのですが、そういう点についてはどのようになっておられるか、お伺いいたします。

第七部
社会労働委員会會議録第二十四号

おきましては、ただいま総合部会を設けられまして、職業訓練全体が今後の雇用状況に応ずるようなものにするにはいかなる姿をとるべきかということについて、せっかく総合的な見地から御検討をされておりまして、ただいま先生の御指摘のように高等学校卒業生に対する訓練ということも、うな高等学校卒業生に對する訓練といふことも、当然その御審議の中で議論になつております。現在の中学校卒業生のものよりももう少し変わつたもの及び高等学校卒業生が今後技能労働者となつていく場合の位置づけの問題等について御議論が進められております。

○森勝治君 本案の第十二条でも「技能検定制度の確立」というふうになつておりますが、技能にふさわしい評価を受けるということを促進するというような内容が第三条にあるわけあります。が、この技能にふさわしい評価を受けることを促進するというこのことばは、具体的には一体どういうことを意味するのか、お答えを願いたい。

○政府委員(和田勝美君) 技能にふさわしい評価が各人の持つておる能力に必ずしも適合をしない面が現実に存在するのではないか、こういふような御議論がよく行なわれておるところでございます。そういうことなくして、その人の能力にふさわしい給与というようなもの、あるいは労働条件というものを考へるべきであろうといふのが最近の非常に強くいわれておる状態でござります。そういう見地からいたしまして、技能を持つておる労働者がその能力にふさわしい評価を受けるようなものを今後雇用政策の中で考えていきべきではないか、こういう趣旨かと思います。

○森勝治君 第三条第四号には、「労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等」云々、こういうことばがあるのであります。この職業の転換とか地域間の移動というものは当然混乱を伴うわけであります。すなわち、職種、地域間の賃金差といふものが全国的に業者間協定といふこ

とで各地域それぞれ定められておるわけでありましすけれども、当然これは全国的に賃金格差といふものが私は現在はましまであると、こう思うのをあります。したがつて、職業の転換とか地域間の移動といふものが、いま申し上げたような職種間や地域間の賃金格差といふものがあるために、その移動をしたりすることがなかなか困難であることは当然おわかりのはずでありますね。現状はそなつていますね。そう簡単に移動はできないということですね、賃金格差があるので。それはお認めになりますね。

○政府委員(有馬元治君) 職種間、地域間の格差があることは事実でございます。が、それが職業間の格差であることは事実でございます。しかも、ここでは職業間協定ということになる。しかも、ここでは職業を転換したり地域間の移動をさしたりするわけですね。しかも、職業転換をさしたり地域間の移動をさせるには、いま言つたような賃金がアンバランスだから思わしくない、こういわれているわけですね。これは職種の転換も、したがつて、賃金がアンバランスだから思わしくない。それから、地域間の移動もむずかしいということになれば、当然これはおしなべて賃金を同一にしておけば、そういう貨物の金額といふものが全国の卒業生の平均水準にも東京近郊でさえ達していない。名ばかりの業者が当然出て来、これを実施するならば、いまのようないい地城間の移動、職業の転換といふものが困難性を増すということであるならば、当然賃金格差解消の手は、最低賃金の全国一律、こういう問題が当然出て来、これを実施するならば、いまのよ

うな問題は漸次解消していくと思うのであります。○政府委員(村上茂利君) 先生御承知のように、最低賃金そのものは、いわゆる最低の賃金を法的に保障するということでござりますので、地域間ないし職業間の流動性を増大するといったような何と申しますか、標準的賃金と申しますか、一般に支払われる賃金、流動化を促進するような技能なり力を持つておる賃金といふことと関連いたしました場合には、最低賃金だけではそういった技能を十全に發揮するということはなかなか困難な面があらうと思ひます。しかしながら、そういう格差は正といふ点につきまして下ささえをするという意味においては何らかの意味を持つておるところではあります。しかししながら、いかにこのことをおこなつては、否定できないのでなかろうかといふふうに私は理解いたしております。

○森勝治君 それは全国一律にしたほうが、この法案で盛られている職業の転換や地域間の移動な

どいうものは、最賃制が全国一律にしかれれば、その問題については解消するのじやないですか。ある程度までそのほうが便がよいじやないですか。いまのように、昨年は一万三千六百円が卒業生の平均賃金、ことしはもう一万六千幾らにもなつておるけれども、千葉や埼玉の例を見てもわかるように、この前も私指摘しましたが、この最

ども局長、このごろはどういうわけですか、議会がもうほんと閉会同様に、もう金だけでそういふものが期待できるということについては、何と申しますか、それだけでは足らないというものが期待できるということについては、何と申しますか、それだけでは足らぬので、いろいろな方法が必要ではなかろうかといふ趣旨を私は申し上げておる次第でございま

す。

○森勝治君 どうも局長、このごろはどういうわけですか、議会がもうほんと閉会同様に、もう金だけでそういふものが期待できるのか、消極的な態度をおとりになつたのか知らぬが、従来の御返答とまるきりだいまの答弁は違います。全国一律の最賃制については、大臣すらも前向きの姿勢で処理したい、そらやついていきたい、こういふふうに受け取れてならぬのです。

○森勝治君 これは誤解をいただいては困るのであります。が、あなたの答弁は当該大臣を上回るような、あと足で何かものをしゃべつておられるような、失礼ですが、うしろ向きですよ。そういうふうに受け取れてならぬのです。

○森勝治君 これは誤解をいただいては困るのであります。が、あなたの答弁は当該大臣を確立、将来どうあるべきかということについても真剣にこれに取り組んでいく所存でございます。ただ、最低賃金が、この地域間格差、あるいは職業間、あるいは技能間の格差を縮小するためには、それが絶対で、それが唯一であるということは言いつ切れない、地域間格差などの底上げといふは先般大臣が御答弁申し上げましたように、私は最も真剣にこれに取り組んでいく所存でございます。ただ、最低賃金が、この地域間格差、あるいは職業間、あるいは技能間の格差を縮小するためには、それが絶対で、それが唯一であるということは言いつ切れない、地域間格差などの底上げといふは、底固めの意味はありますようが、それをオーバーマイティーのよう、流動化なり地域間格差の解消のための絶対有効な手段で、これがオーバーマイティーだといふふうに考へるのはいかがかと存じます。というだけでありまして、最低賃金そのものは、かねて申し上げておられますように、これは前回で前進させなければならぬということを申し上げておるわけあります。

○森勝治君 私の持ち時間がもう尽きますので、きょうはこれ以上申し上げないで、この最賃の問題については後日ゆっくり議論をすることにいたします。

そこで、「もう一点お伺いしたいのですが、第三条の第五号、「不安定な雇用状態の是正を図るため、」という文句があるわけですが、たとえば不安定な雇用状態の中には臨時工がありますね。人事院の立場からいえば「人夫」という表現を官公庁では用いております。臨時工の中にはいろいろありますて、たとえば社外工もあるし、パートタイマーもあるであります。いずれにしても、民間においては臨時工三年とか、長いのは五年も不安定なままに置かれている。一体こういう問題をどう対処されるのか、あるいは、また、季節労働者、出かせぎ者等の不安定な雇用状態を是正するため従来一体どういうことをやつてきたか、もちろんこれは失対の問題もそうでありますし、さらにこれらの労働者はいまどのような状態のもとに置かれているのか、特にいま申し上げたように、臨時という名前で三年も五年も使っている。具体的な事例で、学校卒業生が職安のあっせんによって工場・事業場に就職した。雇用条件と就職した後の採用条件とというものはまるきり違う。そこで、それらの採用された新入社員は腹を立てて全部やめてしまつたという具体的な事例もあるわけであります。安定所の紹介をもつてかくのごとし、安定所の紹介でないものもたくさんあるわけあります。そういう問題についても、皆さん御承知のように、これはもう不安定な状態に置かれているわけであります。こういう問題について今後どう対処されるのか、それをお聞きたいと思います。

○小平芳平 いりたいと
であるところ
持つてゐる
時間が非常
綱的な、基
た、簡単に
ので、基本
思います。

ます、最初に私がお尋ねしたい点は、雇用対策法をつくる場合は、人間性を中心とした雇用対策法といふものを私たちには期待しております。この雇用対策法によつて労働者の生活内容の充実、向上的裏づけとなつて行く、つまり経済が発展していく、それとともに労働者の生活、幸福が約束され、していく、発展していくといった、そうした趣旨を持った経済の発展が労働者の生活内容の充実、向上的裏づけとなつて行く、つまり経済が発展していく、それとともに労働者の生活、幸福が約束され、されていく、発展していくといった、そうした趣旨の雇用対策法を期待していただけであります。ところが、現在出されているところの雇用対策法は、やはり今までと同じような、ともすると労働者の流动対策といいますか、とにかくこちらのほうでこれだけ人が余つたから、こちらのほうでこれだけ就職するよう、政府が対策を立てようと、いうような点について、いろいろありますけれども、もと根本的に、たとえば昭和三十四年五月三十日の雇用審議会の完全雇用に関する答申にしましても、これも前回の質問のときには、答申はいたぶる尊重して具体化したといふにおつしやつてはおられますけれども、それでは三十四年に答申が出てから今日までなぜこんなに時間がかかっているか、完全雇用に関する答申が三十四年になわれているわけですから、雇用対策法としてこの完全雇用を実現するための法律がもつと早く実現されるべきではなかつたか、その点についていかがでしょうか。

その第一条の目的においてうたつておりまするよう、『労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上』を期すると、こういふことを目的いたしましておるわけあります。この法案ができるましにたならば雇用対策基本計画をつくるわけでござりますが、この計画を政府が協力して、政府の責任において実施をいたしますことによつて、人間としての労働者というものの経済的社会的地位を向上させるようにあらゆる努力を払いたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、完全雇用の答申が出てから今日まで延びたのはこういうことでございますが、確かにもつと早くこういった法案が用意されればよかつたかもしれません、政府といいたしましても、あるいは、また、労働省といいたしましてもいろいろ研究を重ねてまいり、最近の特に雇用審議会の答申等をきつかけにいたしまして、その趣旨に沿うてこの案を用意いたしたようなわけでございますので、御承をいただきたいと思います。

○小平芳平君 それでは、この答申の内容についてですが、まとめて質問いたします。

一つは、この完全雇用の答申では、「所得の低い就業者が完全失業者の十倍前後存在すると推定される」と、このよういうたつておりますが、これについてのお考えはどうでしょうか。

また、「しばしば『偽装失業』とか『潜在失業』とかいわれるこの種の『不完全就業』が広く存在することは、工業化の著しくおくれた諸国にほぼ共通の現象であるが、わが国のように工業化の進んだ段階にあって、一方に近代的な『完全就業』の状態がすでに存在するにもかかわらず、他方になお『不完全就業』の状態が目立つて存在する」とは、社会的緊張を促進する有力な要因とならざるをえない。』、こういふような点も指摘しておりますが、この点についてのお考え。また、そういうような現状からして、この答申では、「最低賃金制の確立」をはかるべきである。また、「家内労働に対する規制が同時に行われなければならぬ」。また、「雇用形態の改善」として、「臨時日

○政府委員(有馬元治君) 三十四年のいわゆる完全雇用答申がその後どういうふうに実現しておるかという問題でございますが、これは一番大事な点は、この完全雇用答申の冒頭に指摘してありますように、「雇用機会増大の基礎としての経済発展」という項に書いてありますように、雇用量を経済の発展に伴ってふやしていくなければならぬということを第一に強調しております。これは三十五年当時から始まつた高度経済成長に伴つて雇用量の大きな伸びとなつて今日に至つておりますが、その間において不完全就業者の問題がどういうふうに改善されたかということが問題になりますのでござりますが、三十四年七月の就調によりまして、当時二百三十七万ほど意識面から調査した潜在失業者がおつたわけでござりますが、昨年七月の調査によりますと百八十四万と、相当大幅に潜在失業者も減つておりますし、この不完全就業の解消という問題が今後の雇用政策の大きな課題でもございますので、完全雇用答申の趣旨を尊重いたしまして、この雇用対策法におきましても、第一条の目的以下にその趣旨を十分取り入れて、しかも、第三条の国の方策の中の第五号には、わざわざ「不安定な雇用状態の是正を図るた

雇その他の不安定な低賃金労働者の採用によつて
解決する傾向を改めなければならぬ、こうい
うように指摘しておりますが、どのようにこれを
実現されようとしていらっしゃるか、あるいは、
「労働の可動性の増進」、また、労働力を流動化
するための増進の対策を立てるべきである、ある
いは、「社会保障の充実」をはかるべきである、
こういうようにその内容を指摘しているにもかか
わらず、確かに政府として今までとつてきた対
策も、もちろん最低賃金法はできに、ある、は星

て考えてください、十五歳の子供を就職させる場合。

○國務大臣(小平久雄君) 先生のお話は全くこの
もつともでございまして、ようやく中学を卒業する
という程度の子供にとりまして、ほんとうに就職
職先を見きわめるということは、本人にとってほ
私はほんと不可能に近いことだらうと思いま
す。したがいまして、どうしても父兄なり、ある
いは学校の先生なりに十分就職先等の状況等をよ
く承知をしてもらつて、その助言のもとに本人が
きめられる、結局実際問題としてそれ以外には方
法はなからうと思います。そういう事情のもと
で、いま先生が御指摘のように、あるいは行き過
ぎと申しますか、実情にそぐわない指導の方法が
あるといたしますならば、これは当然改められな
ければなりません。そこで、労働省の立場におい
ても、これは十分先生のお話の御趣旨に沿うよう
に再検討もしますし、また、一方、文部当局とも
十分その点は打ち合わせをいたしまして遺憾なき
を期してまいりたい、かように考えます。

○高山健雄君 それでは、時間がありませんから、

時間も急いでおられるようですから、それは理解します。いかに運営が悪かったにしても、そんなことにこだわりはしませんが、ただ問題は、非常にこれは重要な問題だと思うのですよ。皆さんは官僚のほんとうに悪いくせですが、選択の自由だと言つていながら一方においてはその機会を全然与えてない、これは全く実態を知らない人だと私は思うのですよ。したがつて、私は希望として申し上げておきますが、少なくとも、この募集地域における職業の選択をやらすためには、学校の先生のやはり工場視察も許してやるべきだ。ただし、かつてにその会社、あるいは、また、その学校との直接のその見学をしない、これは地方法自体があるんですから、中央の労働省からちゃんと連絡をとって、立ち会いの上でやるということななら収賄もそこで抹殺されるじゃありませんか。そのため私は中央指導部があると思うのです。ところが、今度労働大臣が募集地域について

は規制をすることができるという権限をここに付与すると、もつと一方的にがんがんとやられることがでてくるということを私はおそれんですよ。したがって、一方においては今度は家庭ですよ、家庭においては訪問はいかぬのでしょう、それも私は賛成いたします。訪問はいけないでしょうけれども、父兄に対する教育だけは、これは何を言おうとも、父兄が選択することであって、そりとして自分の娘に対してもうか、こういう相談もありましょう。今日の子供はそのくらいのことは自主性を持つておりますから、そんなら行きましょうということで初めて選択の自由がそこにあらわれて、その十分なる理由ができるにもかかわらず、家庭訪問はいかぬ、学校の先生の工場見学はいかぬといったら、一体選択の自由の幅を認めながら、何にもそれにその適応措置がなされないというの私が現実だと思います。これは私は大臣にお願いしておきますが、ぜひこの希望をいいれて、今後の指向として、私は十分なる対策で、そうしてしかも選択の自由ができるような幅を現実に与えてもらいたい、この希望意見を申し上げて、ひとつここで確認していただき私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(千葉千代世君) 速記をちょっととめて。
〔速記中止〕

○委員長(千葉千代世君) 速記を起こして。

○大橋和孝君 私も時間が迫つておるので、まとめてまして私一言質問しておきたいと思います。

それは、特に先ほども委員からも触れられたのではありませんが、失対就労の問題です。これもいま高山委員からも言われて、子供の自由性を説かれただわけあります、この失対の問題についても同じようなことが言えるわけです。特にこの失対

とが規制をすることができるという権限をここに付与すると、もつと一方的にがんがんとやられることが出てくるということを私はおそれんんですよ。したがって、一方においては今度は家庭ですよ、家庭においては訪問はいかぬのでしょうか、それも私は賛成いたします。訪問はいけないでしょうけれども、父兄に對する教育だけは、これは何を言おうとも、父兄が選択することであって、そりして自分の娘に対してどうか、こういう相談もありましよう。今日の子供はそのくらいのことは自主性を持っておりますから、そんなら行きましょうということで初めて選択の自由がそこにあらわれて、その十分なる理由ができるにもかかわらず、家庭訪問はいかぬ、学校の先生の工場見学はいかぬといったら、一体選択の自由の幅を認めながら、何にもそれにその適応措置がなされてないというのが私は現実だと思う。これは私は大臣にお願いしておきますが、ぜひこの希望をいれで、今後の指向として、私は十分なる対策で、そうしてしかも選択の自由ができるような幅を現実に与えてもらいたい、この希望意見を申し上げて、ひとつここで確認していただいて私の質問を終わりたいと思います。

いう問題についても、認定とか処置とかいうことに
よつてやはり失対の就労を阻止するという目的と
いうものがはつきりあらわれてきておる、こうい
うようなことも私は言えると思うわけです。こう
いう観点から、こういうものがありながら、やは
りこの対策法で完全雇用だとか、いろいろなこと
が問題になつていままで取りかわされましたけれども、これはやはり言うだけじゃなくして、実を
とらなければいけない。私はそういう意味におい
て、この下のしわ寄せを受けておる人たちを非常
に心配するわけです。また、一面から言えば、既
婚の婦人なんかの就職にしましても、これまた劣
悪な条件のもとに置かれておる。一方では保育所
もなければ、託児所も十分な完備がしてなかつた
らこの人たちは就労しにくくなる。だからして家
内労働に追い込まれて、非常に劣悪な状態で働く
と思う。それは何となれば、そういう実態がちゃんとある
わけです。ことにこの失対に携わつておる人は、
おそらくそういう点でもつて非常に私はこういう
ような法律ができることに対する危惧の念を持つ
と思う。それは何となれば、そういう実態がちゃんとある
わけです。ことにこの失対に携わつておる人は、
題に触れて質問いたしましたけれども、これは非
常に重大な問題であります。だからして、私はこ
ういうことに対しても、労働省、特に労働大臣にそ
の所信を聞いて、そしていろいろな措置とか、そ
ういうことによつて就労ができなくなるようす
るとか、そういうことのないように、あるいは、
また、この失対法の十条の第三項で規定されてお
るような地域なんかではすぐ就労せしめるとい
うようなことをちゃんと措置されておるわけであり
ますから、実際ににおいてこれが行なわれていくよ
うな方法をとらなければならぬ、あるいは、ま
た、高齢な失業者に対しましても、やはりこの紹
介なんかを、認定の手続を早く簡単に進めて、そ
して就労せしめるという道をちゃんとあけてやら
なければ、私は、これは失対の就労の口だけでは
は、それをやる、あるいは、また自由を認める
といなながら、実際に行なわれないといこうの

現状を私はどうしても打破しなければいけないと
思うのです。だから私は、そういう点で、こうい
うことが実際前向きにはやりますと大臣からお答
えを聞いておりますけれども、実際そうではないと
かつたらこの法律は通るべきものじゃない、私は
そういうふうな考え方を持つておるわけです。

○國務大臣(小平久雄君) 先生のお話もよくわかつ
るところでございます。先般も申し上げましたと
思いますが、今回の法案というものは、雇用対策全
般についての政府のいわば力の入れぐあいといいう
ものを一段と高揚する、こういう関係からいたし
まして、私は、いま先生から御指摘のようなもろ
もろの問題についても、今後この法律をいわば土
台として逐次改善をはかれるものと、また、はか
らなければならぬものと、かように考えておるわ
けでございます。いま一々について申し上げませ
んが、私の気持ちはただいま率直に申しとおり
なんでありまして、私は御指摘のような部面に對
して今後最善を尽くす覚悟であります。

○大橋和孝君 こので一言だけお願ひしておきた
いことは、三年前に緊急失対法の改正がありまし
て、五年ごとに改正されるといつておるわけであ
りますが、これも一つのやはりそうした失対就労
の、何と申しますか、縮めつけになるわけでありま
すから、こういうこともあわせて考えておいてい
ただきたい。同時に、また、この失対に従事して
いる者の賃金、これは非常に悪いわけであります
ので、こういうものもあわせてひとつ考えていた
だきたいということを申し添えて、私の質問を終
わります。

○國務大臣(小平久雄君) 御指摘の点、十分善処
をいたしまるつもりでござります。

○委員長(千葉千代世君) 他に御發言もなけれ
ば、質疑は尽きたものと認めて御異議ござしませ
ば。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

○雇用対策法案(閣法第一三六号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉千代世君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○佐野芳雄君 私は、ただいま可決されました雇用対策法案に対し、附帯決議案を提出いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

○雇用対策法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、特段の留意を払うこと。

一 完全雇用の実現は、働く能力のある労働者が、すべて職場を得ることが基本であること

に鑑み、工場の地域分散等を目指す経済政策

を前提として、雇用対策基本計画を策定し、

一 雇用対策基本計画策定にあたっては、不安定雇用、不完全就労の是正に努め、失業者の生活安定及び失業の解消等を前提とするこ

と。

一 経済変動、産業構造の変化又は国の政策等に起因して離職者が大量に発生したような場合には、雇用対策基本計画に必要な施策を定めて離職者の生活安定と再就職の機会の確保に万全を期すること。

一 雇用対策基本計画の策定にあたって、労働大臣は、雇用審議会への諮問に加え、必要に

応じ関係団体の意見を聴くべきこと。

一 職業転換給付金制度の運用と併行して、関係各省連携のもとに、労働者住宅の確保その他福祉施設の拡充に努力すべきこと。

一 本法施行の効果を支えるための施策として、最低賃金制の改善、家内労働者対策の推進、労働時間短縮、定年制の延長、失業保険給付の改善等の早期実施を図ること。

以上でございます。何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(千葉千代世君) ただいま述べられました佐野君提出の附帯決議案を議題といたします。

○佐野君 提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

○佐野君 提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小平労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。小平労働大臣。

○国務大臣(小平久雄君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましてもこれを尊重いたします。極力御趣旨に沿う所存でござります。

ただいまの決議に対し、小平労働大臣から発言

を認められておりますので、この際、これを許可いたします。

○委員長(千葉千代世君) なお、本院規則第七十

二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後十一時三十五分散会

昭和四十一年七月六日印刷

昭和四十一年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局